

すずき目魚類の抗菌剤

指定医薬品 使用基準

水産用OTC-Q200「リケン」

【本質の説明】

主成分であるアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンは、*Streptomyces rimosus* の培養によって得られたオキシテトラサイクリンのアルキルトリメチルアンモニウムカルシウム塩です。

製剤としては、極めて安定であり魚類の感染細菌には広範囲な抗菌力をもっています。また、耐性菌が出来にくい特長をもっています。さらに海中では一定時間後に急速に分解し、漁場の汚染を最小限にとどめる利点もあります。

【成分及び分量】

本品100g中

有効成分	含量
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウム オキシテトラサイクリン	20g (力価)

【効能又は効果】

オキシテトラサイクリン感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率の低下。

スズキ目魚類：連鎖球菌症、ピブリオ病

【用法及び用量】

1日魚体重1kg当たりオキシテトラサイクリンとして下記の量を投与する。

スズキ目魚類：50mg(力価)(本剤として0.25g)

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、すずき目魚類の連鎖球菌症及びピブリオ病を治療するために使用し、すずき目魚類以外の魚又は動物には使用しないこと。
- ・本剤は、適切な量で使用しないと期待される治療効果が得られず、これを超えて使用した場合には、思わぬ副作用が発生するおそれがあることから、本使用説明書の用法及び用量に従って正しく使用すること。
- ・本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。また、治療の効果の有無にかかわらず、8日間以上の連続投与は避け、繰り返し使用しないこと。
- ・本剤は指導機関（家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等）に相談の上使用すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（すずき目魚類・うなぎ目魚類）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

すずき目魚類：食用に供するために水揚げする前20日間

(使用者に対する注意)

- ・餌等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- ・本剤の取扱い時には、防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤は、直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。
- ・本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- ・本剤はよく振り混ぜてから使用すること。
- ・本剤の必要量をミンチに混ぜるか、練餌によく混ぜて与えること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの空容器等は地方公共団体の条例等に従い適切に処分し、他に流用または転用しないこと。
- ・本剤を廃棄する場合には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤の有効成分であるアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンは、起炎性があるとの文献報告があることから、取扱いに際しては目や皮膚に付着しないように注意すること。
- ・本剤の有効成分であるアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンは、ヒトや実験動物に対する催奇形性に関する報告があるので、妊娠中の女性が投与作業を行う場合は注意すること。
- ・本剤が眼に入った場合には、直ちに水でよく洗い流し、医師の診察を受けること。
- ・本剤の使用後、または本剤が使用者の皮膚等に付着したときは、石けん等でよく洗い、水で十分うがいをする。

(すずき目魚類に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに指導機関（家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等）に相談すること。

(取扱い上の注意)

- ・本剤を数回に分けて使用する場合には、速やかに使用すること。

【製品情報お問い合わせ先】

リケンベッツファーマ株式会社 梅田工場

〒123-0851 東京都足立区梅田1-29-12

TEL：03-5888-6044 FAX：03-5888-6045

製造販売業者



リケンベッツファーマ株式会社

埼玉県入間郡越生町成瀬829-6

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。